

2023年8月7日

フコクしんらい生命保険株式会社

### 災害保険金等のお取扱いの変更について（団体定期保険）

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社（社長：櫻井 健司）は、以下のとおり、団体定期保険の災害保険金等のお取扱いを変更することをお知らせいたします。

#### ●団体定期保険の災害保険金等のお取扱いについて

これまで、以下の〔対象商品〕に記載の特約が付加されている団体定期保険において、被保険者が新型コロナウイルス感染症により死亡または高度障害状態に該当された場合は、対象保険金に記載している災害保険金等をお支払いしてまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されたことを受けて、特約条項を一部改定し、2024年4月1日以降に更新または新たに締結した保険契約から、新型コロナウイルス感染症により死亡または高度障害状態に該当された場合には、個人保険と同様に団体定期保険においても、災害保険金等のお支払いの対象外といたします。

〔対象商品〕

特約の名称	対象保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金、災害高度障害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客様サービス室

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

以上